

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公表番号】特表2013-542239(P2013-542239A)

【公表日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-063

【出願番号】特願2013-538191(P2013-538191)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/06 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/06

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 9/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の後眼部に付随する組織の治療のための医薬組成物であって、前記組成物が、少なくとも1.2g/mlの密度を有する非水性の生理学的に許容できる液体ビヒクルを含み、かつ、前記治療が、前記眼の表面への局所投与および/または眼球周囲注射を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記治療に、前記組成物の投与の後の一定期間がさらに含まれ、その期間の間、前記患者は上方に顔を向ける仰臥位の状態であって、前記期間が、前記組成物を投与部位から前記後眼部の部位へ移動させるのに十分である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記患者が、加齢性黄斑変性、糖尿病性網膜症、緑内障、網膜色素変性症、およびサイトメガロウイルス網膜炎から選択される疾患または状態に罹患している、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記液体ビヒクルが、パーカルオロカーボン、部分フッ素化アルカン、ポリシロキサン、およびそれらの混合物から選択される、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

液体ビヒクルが、式

R F R H

または式

R F R H R F

に従う部分フッ素化アルカンを含み、

上式で、R Fは、20個以下の炭素原子をもつ過フッ素化炭化水素セグメントであり、

R Hは、3～20個の炭素原子をもつ非フッ素化炭化水素セグメントである、請求項4

に記載の組成物。

【請求項 6】

前記部分フッ素化アルカンが、式

R F R H

の化合物であり、

上式で、R F は、3～10個の炭素原子をもつ線状過フッ素化炭化水素セグメントであり、R H は、3～10個の炭素原子をもつ線状アルキル基である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記部分フッ素化アルカンが、F 4 H 5、F 6 H 6 およびF 6 H 8 から選択される、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記液体ビヒクルの密度が少なくとも1.35 g / ml である、請求項 1～7 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記液体ビヒクルの沸点が少なくとも120 である、請求項 1～8 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

5 mPa s 以下の動的粘度を有する、請求項 1～9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記液体ビヒクルの屈折率が、20 で1.29～1.35 の範囲内である、請求項 1～10 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

溶解または分散形態の活性医薬成分を含み、その活性成分が、所望により、ラタノプロスト、ビマトプロスト、タフルプロスト、トラボプロスト、ウノプロストン、トリアムシノロン、デキサメタゾン、フルオロメトロン、ヒドロコルチゾン、ブレドニゾロン、リメキソロン、オーレオマイシン、アジスロマイシン、ゲンタマイシン、シプロフロキサシン、オフロキサシン、フシジン酸、カナマイシン、レボフロキサシン、ロメフロキサシン、オキシテトラサイクリン、トブラマイシン、ナタマイシン、ゲンタマイシン、モキシフロキサシン、カルテオロール、チモロール、メチプラノロール、ベタキソロール、ピンドロール、レボブノロール、ブリモニジン、クロニジン、ジピベフリン、アプラクロニジン、カルバコール、ピロカルピン、プリンゾラミド、ドルゾラミド、アシクロビル、トリフルリジン、ガンシクロビル、ジクロフェナク、プロムフェナク、ケトロラック、フルルビプロフェン、およびインドメタシンから、それらの任意の塩および溶媒和物を含めて選択される、請求項 1～11 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

共溶媒、界面活性剤、安定剤、抗酸化薬、防腐剤、および着色剤から選択される 1 以上の賦形剤をさらに含む、請求項 1～12 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

少なくとも 24 時間の期間にわたって活性成分の持続放出をもたらすように処方されている、請求項 1～13 のいずれか一項に記載の医薬組成物。